

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

退職手当支給規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会職員の退職手当について必要な事項を定める。

(手当の支給)

第 2 条 職員が在職 1 年以上で退職又は死亡したときは、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。ただし、懲戒又はこれに準ずる理由で退職を命ぜられた者には、これを支給しない。

(支給額)

第 3 条 退職手当の支給額は、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和 40 年条例第 1 号）第 3 条から第 7 条に規定する割合により算出して得た額を基準とする。

を準用するものとする。

(委任)

第 4 条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 5 月 27 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。